

宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、別紙のとおり宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について協議したいので、同法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求める。

(別紙)

宮城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

宮城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。

別表第1中「2 被保険者証及び資格証明書の引渡し」を「2 資格確認書等の引渡し」に、「3 被保険者証及び資格証明書の返還の受付」を「3 資格確認書等の返還の受付」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。